

令和 5 年度 第 7 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 5 年 1 0 月 2 5 日

令和5年度 第7回定例総会議事録

1. 日 時 令和5年10月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1 番 亀井 昌一	2 番 堀 巧	
(氷上地域)	3 番 池田 将徳	4 番 荻野 恭敏	5 番 兼古 善明
	6 番 平松 稔久	7 番 福井 脩	8 番 山本 浩子
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 年一	11 番 荻野 一喜
(春日地域)	12 番 荻野 隆太郎	13 番 小橋 季敏	14 番 新才 泰則
	15 番 婦木 克則	16 番 細見 滋樹	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 幸治	19 番 野垣 克巳
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 荻野 広	23 番 橋本 慶子
	24 番 米田 豊		

○事務局 (3名)

4. 議 事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地の一時利用届について

報告第 2 号 農地の形状変更届について

報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 4 号 公共工事の届出について

報告第 5 号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

報告第 6 号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

報告第 7 号 青年等就農計画の認定について (別冊)

5. 協議事項

協議第 1 号 令和6年度丹波市の農業振興施策に関する意見について (別冊)

6. 閉 会

1. 開会

○議長 御苦労さまです。定刻少し前ですけれども、皆さんおそろいですので、会議を開会したいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまより、令和5年度丹波市農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 本日の定例総会は、在任24名の農業委員全員にご出席いただいております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号7番の福井脩委員、8番の山本浩子委員、両委員、よろしくお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号26番 ～

～ 議案第1号 地上権設定 番号1番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定・一時転用 番号1番 ～

～ 報告第3号 番号1番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、まず番号1番につきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、番号2番、番号3番、番号4番につきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 番号2番、番号3番、番号4番について、氷上地域委員会から確認報告ですが、番号3番、番号4番は、同一の譲受人となっておりますので、併議という形でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号2番は、農地を売買により取得し、家庭菜園等、農業経営を開始したいというもので、図面は9ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号3番、番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番、番号4番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番、番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 番号5番、番号6番、番号7番につきまして、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号○番の○○が説明します。

図面が11ページになります。図面の真ん中あたりに、空き家がありまして、その周辺の土地なんです、それを贈与するという申請です。

たくさんの筆数なんです、半分ほどは、今現在栗を栽培されておりまして、今後その栗を、継続して栽培されるということになっております。

それで、誓約書が添付されておりますので、その内容を読み上げます。

譲受人の土地の一部が農地転用されております。一筆は畑から宅地へ、もう一筆は畑から山林へということです。非農地証明願を今後提出されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号6番について、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号6番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、この方は、今現在、買われるその土地を借りて、3年ほど農業の経験がございます。

以上でございます。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明をします。

番号7番の申請人は、親子関係にあります。譲受人は、親から農地を贈与によって承継したというもので、図面は13ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号6番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この方、初めてですけど、この農地そのものは小さいですけど、農機具か何か持たれてるんですか。作業はどうされるんですか。

○議長 氷上地域委員会からお願いします。

○委員 農機具は、トラクターと草刈り機等を所有されています。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号8番～番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号8番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は14ページに示しております。

拠点は、申請地北側の住宅を購入されております。申請地では、栗を栽培されると聞いております。

また、仕事の関係から、週末等を利用して市内で農作業をされる計画と聞いております。

なお、申請地には農作業場がありますが、譲渡人が過去に2アール未満の届出をされています。今回の売買により、譲受人が、引き続き農作業場として利用されます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認していま

す。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号 9 番、番号 10 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 9 番、番号 10 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 15、16 ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

15 ページの地図を見ていただくと、中に線があるんですけども、基盤整備をされた時点から、この畦はなかったということで、これが 1 枚の田んぼになっておりまして、水口も 1 つ、それから排水口も 1 つという状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 8 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 8 番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号 8 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 9 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 9 番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号 9 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 10 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 10 番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号 10 番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、番号 11 番～番号 18 番、報告第 3 号、番号 1 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 11 番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 11 番につきましては、これは贈与によりまして、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は 17 ページに示しております。

この方は、市内の他の地域から、この地域に耕作する機械等を持ってきて、これからやっていくということでございます。

既に、図面の１７ページの申請地の西側のところにつきましても、水田を今されております。現在そういう状況でございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号１２番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

この農地につきましても、贈与ということでございます。そして経営規模を拡大したいということでございます。図面につきましては、１８ページに示しております。

この方は、高齢でございますが、御夫婦で野菜作りをされております。

地図で見ましたら、左のほうに載っております。自宅のすぐ近くでございますし、またこの土地のすぐ右側、小さな畑がございますけれども、それをされております。そういう現在の状況でございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号１３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１３番につきましては、これは農地を売買によって取得して、経営規模を拡大したいということでございます。図面は１９ページに示しております。

ここにつきましては、今後栗を植えたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１４番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１４番は、農地を売買により取得し、家庭菜園をしたいというものです。図面は２０ページに示しています。

今回の申請圃場は、売り手は市外に転出されており、買い手の自宅の目の前の畑を購入されるというものです。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１５番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１５番の申請人は、縁故関係にありまして、農地を贈与により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は２１ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号１６番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は２２、２３、２４ページに示しております。

この農地の中に、農業用倉庫が建設されているため、同時に２アール未満の届が提出されております。

この経過書の内容につきまして、一部読み上げさせていただきます。

同土地には、昭和４６年頃に、現所有者の父が農機具用倉庫を設置しており、これまで農機具等を保管するために利用していました。この倉庫は、私が土地とともに譲り受けて、引き続き、農機具等を保管するために利用します。

地域委員会といたしましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号１７番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号１７番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいということでございます。図面は２５ページに示しております。

申請地は、譲受人の住宅建設中の敷地に隣接する農地でございます。取得後は、家庭菜園として利用するものです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１８番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１８番は、農地を売買により取得し、農業をしたいというものであり、図面は２６ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号16番並びに報告第3号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この栽培品目と、農機具がどうなったかちょっと知りたい。

○委員 すいません。栽培品目につきましては、宅地を拠点として購入されるわけですから、この拠点周辺の土地については、野菜、それからその他の圃場整備の土地につきましては、今耕作を委託されておりますので、お米等を予定されております。

それから農機具ですけども、今後そういったものにつきましても、大分古いものを使われているので、折を見て購入していきたいと言っておりました。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第3号の番号1番につきまして、御承知おきください。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 これ、地図からすると。

○委員 ちょっとすいません。聞こえにくいさかいに、ちょっともう一回言うてもらえますか。

○委員 すいません。25ページの地図によりますと、斜線を入れたところが該当する農地になると思うんですが、ここまでは何で行かれるんですか。

○委員 申請地の西側に隣接して、申請者が取得し、住宅を建築中の宅地があります。

○委員 本人の家ですか。

○委員 本人の家なんです、これ。この方が自宅の横の畑を使われるということです。

○委員 了解しました。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 17 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 17 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 18 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 18 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 18 番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、番号 19 番～番号 22 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 19 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 19 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 27 ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号 20 番、番号 21 番、番号 22 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 20 番、番号 21 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は、28 ページ、29 ページ、30 ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号 22 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は 30 ページ、31 ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 19 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 19 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 19 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 20 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 20 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 20 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 21 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 21 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 21 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 22 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 22 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 22 番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、番号 23 番～番号 26 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 23 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 23 番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は 32 ページ、33 ページに示しています。

農地に隣接する居宅を取得し、軽トラ等、耕運機を確保予定にしております。

なお、一筆は、花木をする予定で、その後、そのほかの田、畑については、野菜を栽培する予定であります。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号 24 番、番号 25 番、番号 26 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 24 番は農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は 34 ページ、35 ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

それから、番号２５番と番号２６番を、譲受人が同一ですので、議席番号〇番の〇〇が併せて説明いたします。

番号２５番、番号２６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３４ページ、３６ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２４番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この方は、農業をされるということですが、農機具等はあるという設定なんでしょうか。

○委員 今後、取得予定でございます。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この方、県外に住まわれておりますけども、図面からいったら、拠点が表示されてますわね。そこで、この方は特に、栽培はどのようなものをされるんですか。ちょっと伺いたいです。

○委員 薬草なんですね。トウキとか、シャクヤク、ダイダイとか、そういったものをここの一帯に作られるということでございます。

○委員 ありがとうございます。

○議長 ○○委員。

○委員 補足なんですけど、番号２５番、番号２６番の譲受人が第３条で取得して、薬草を作るということで、同じグループで、番号２４番の譲受人も一緒に、今後薬草を作るということです。

○議長 ６月に取得された農地につきまして、現状どういう形になってるんでしょうか。

○委員 地図で言うたら３４ページの、白塗りの拠点って書いてあるところに、住まいを建築中なんです。その住まいができたら、農機具を購入し、草等を刈って、薬草栽培すると。ほんで、拠点の家、近くの近所の人にも、手伝っていただいて、草刈り等をする予定になっておると聞きました。

○議長 ありがとうございます。

ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認についてを議題といたします。同時に、議案第3号の番号1番も併せて審議します。

事務局からの説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、地上権設定、番号1番、議案第3号、使用貸借権・一時転用、番号1番
朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議案第1号、農地法第3条の地上権設定の番号1番と、議案第3号、農地法第5条の使用貸借権・一時転用の番号1番の2件について、議席番号〇番の〇〇が説明します。

この申請は、営農型太陽光発電設備の設置を目的とした一時転用の申請です。図面は38ページに示しています。

まず、議案書の53ページを見ていただくと、転用する面積が2,433平米のうち、0.52平米となっています。これは、営農型太陽光発電設備の支柱部分のみを転用するため、この表現になっています。

また、農地区分が農振農用地となるため、丹波市長から、当該土地を一時的な利用に供するもので、農地に復元するため、丹波農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないとの意見書が提出されています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。そして、パネル下部の農地における営農計画は、3年間の全てが黒大豆とされております。

また、営農者は土地所有者、本件は3年間の一時転用であり、3年後に引き続き営農型太陽光発電事業を実施される場合は、再度許可申請をしていただくことになります。

また、令和3年3月22日付け、営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の取扱いの通知において、営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合は、農地法第5条の申請者に対し、「民法の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するため、農地法第3条の許可に係る申請を同時に行うこと」とありますので、農地法第3条の地上権設

定も併せて、今回申請したということになります。

農地法第3条の許可については、同通知の中で、農地法第5条の許可と同日付で行うことになっています。兵庫県知事の農地法第5条の許可と同じ日付に合わせる必要があることから、農地法第3条許可の最終決定については、会長専決により、処理していただいてはどうかと提案いたします。

最後に、本件計画の聴取をするために、設備設置者及び営農者と面談を行い、地域の迷惑にならないように営農するということを確認しております。それに伴い、当該申請農地について、適切に営農されているかの確認は、引き続き行ってまいります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。今説明がございましたように、議案第1号の農地法第3条の地上権設定許可申請承認の番号1番、そして議案第3号、農地法第5条の使用貸借権設定・一時転用の許可申請承認について、この2件について、同一の案件ですので、併せて審議をいたします。

今の内容につきまして、まず質問、意見等はございませんでしょうか。

○○委員。

○委員 すいません。ちょっと中身をお聞きしたいんですけども、特にこれ、何を作られるかということ、ちょっと種類ですね。作物の種類と、それともう一つは、作物の種類にもよりけりですけども、この方は市外のほうにお住まいでございますね。で、やはりこの方がどうしてもやっぱり主になると思いますけども、多分誰かにちょっと助けてもらったりされるんじゃないかと思いますが、特に市外からなかなか週に、土日に来られるんか、会社役員ですのでなかなか大変やと思いますけど、その辺、ちょっとどのように聞かれておるか、聞きたいんですけど、よろしいですか。

○委員 まず、作る作物は黒大豆でございます。それで、先ほども説明させていただいたように、パネル、太陽光発電の設置者と下部の耕作者は違います。で、現耕作者、現所有者が耕作することになっています。

○委員 すいません。じゃあこの方が作物を作られるということですよ。ということですね。ちゃいますの。

○委員 所有者が、現地の所有者が。

○委員 分かりました。現地、所有者がということですね。

○委員 そうです。

○委員 分かりました。上と下と違う。すいません。申し訳ないです。了解しました。

○議長 そういう内容なので、地上権というのを設定することになります。

ですから今説明があったように、下は現所有者が黒大豆を作り、上の部分は地上権を設定して、太陽光発電設備を設置します。設置者と耕作者は別々ですけども、全体としては営農型太陽光発電になりますので、下の耕作者については、黒大豆を作りまして、毎年80パーセント以上の収量を確保する必要があるということになります。基本はそういうような形になります。

○委員 分かりました。実は、私のほうでも、ちょっとそういう、何て言うんか。遠いですが、県外から、ちょっとそういうことをやりたいという会社が、何かちょっと今営業しとることがありまして、多分、これも多分地上権と同じような状況かなと思うんですけど、ちょっとそういうふうな動きがありますので、ちょっとお聞きしました。ありがとうございました。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 これ、８０パーセントを下回った場合、撤去を求められる場合がありますが、その辺につきましての取決め等の内容につきまして、報告をお願いしたいと思います。

○委員 一応この地域の平均反収が９４キロとなってまして、その８割なんで、反収が７５キロっていう設定をされております。で、今の２，４３３平米のうち、一応農地として使う部分が、１，１４３平米ぐらいだったと思います。ですので、大体８２から８３キロぐらいの収量を、３年間ずっと取っていくというふうな設定で、聞いております。その報告も必要になってくるということです。

○議長 それは、毎年確認してもらうんですが、それが取れない場合は、撤去の場合がありますから、この辺の取決めはありますか、という質問です。

○委員 一応そういうふうな話、取決めということはないんですけども、一応そういうふうなことの通達はしております。

○議長 じゃあ確認いただいてる。

○委員 はい。

○議長 はい、〇〇委員。

○委員 ちょっと教えてほしいんですけど、今からやったら来年の作付になるので、前の収穫で、８割じゃないと、すぐ撤去せんなんのか。

○議長 そこは営農型太陽光発電の、ほかの事業もございますので、例えばそれを今年度１００パーセントいただくというのも、それが例えばある程度は耕作しておって収量が得られたと。残念ながら、技術が未熟でできなかったと、来年改善しますというような内容で、また申請していただいて、地域委員会でそれを確認していただいて、もう１年様子を見ようかというような内容になるのが常かなというふうに思いますが、３年間の間に、全然ほったらかしで、耕作もされてないという状況を、地域委員会として確認して、これはあかんやろうという判断になれば、撤去を求めることになるかもしれないということになりますので、そうした場合の確認ができてますか、という質問をさせていただいたんです。

○委員 〇〇地域の事例で、作付した跡がない。それも黒豆なんやけど、そういうふうなものは、もうこっちから言うて、撤去せえっていう、それとも国のほうから、あるいは行政から。

○議長 最終的にはそうなるでしょうけど。

○委員 こないだ聞いたのは、農業委員会がそれで意見を県に出す。

○議長 ちょっとその辺の営農型太陽光発電の取扱いについては、また再度研究しながらやっていただいたらよいかと思います。

本件につきまして、ほかに質問、意見等ありませんか。

○委員 たびたび申し訳ないです。私らのところで２件ありまして、これ今年、再許可申請ということで、私は前回のときに地主さんだけに来ていただいて、きちっとやりますということで、その方もやっぱりこちらに住んでおられる方じゃなかったんです。県外に住んでおられまして、ということで、その辺も言いました。ちょっと確認しましたんです。はい。

そういう経緯がありますので、ちょっとこれ慎重に、今後ともよく見ていただきたいと思います。

以上です。すみません、どうも。

○議長 一旦ここで暫時休憩させていただいて、会長のほうから発言があります。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは、会議を再開いたします。

ただいま審議いただいています議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について、そして議案第3号の農地法第5条の使用貸借権・一時転用許可申請承認について、この内容につきまして、ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決に移ります。

まず初めに、第3条の地上権設定許可申請承認について、お諮りいたします。

これにつきましては、許可日ってというのは、第5条の使用貸借権設定の許可日から3年間ということになります。それを含んだ上で、本日会長専決として、許可申請承認について考えたと思いますので、これにつきまして、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、先ほど説明した内容で、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、備考欄に書いてある設定期間を確認し、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権・一時転用許可申請承認についての番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番につきまして、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番～番号3番 ～

～ 報告第2号 番号3番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号、番号1番、報告第2号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、申請人が利用していた駐車場が自宅から遠く離れていたため、売却し、その代わりに自宅近くに営業用と団体活動用駐車場として利用したいというもので、露天駐車場を設置するための申請で、図面は41ページに示しております。

それから営業用というのは、〇〇業をやられています。それから、この申請につきましては、自宅が団体活動施設になっておりますので、その関係で、駐車場になります。

申請地の農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域にあつて、かつ概ね500メートル以内に教育施設と医療施設が存在するため、第3種農地として判断されたいと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われたい。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いしたい。

○議長 すいません。関連の報告第2号の番号3番も併せてお願いできますか。

○委員 関連の報告でございます。報告第2号の番号3番を、議席番号〇番の〇〇が報告したい。

番号3番の申請地は、水はけが悪く、湿田で農業機械もめり込んで使用できないような状態です。そのために、かさ上げを行い、野菜を中心とした畑にして、農作物の収穫を上げたい旨の変更届です。図面は41ページに示しています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われたい。

御審議のほど、よろしくお願いしたい。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番並びに報告第2号の番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとりたい。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

なお、報告第2号の番号3番につきましては、御承知おきください。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明したい。

番号2番は、農業用倉庫、露天農業用資材置場、露天農業用車両駐車場として利用するための申請です。図面は26ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されたいと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われたい。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、始末書を添付していただいております。読ませていただいてもよろしいでしょうか。

○議長 はい、どうぞ。読んでください。

○委員 今回、申請地の農地について、農業用倉庫、露天農業用資材置場、露天農業用車両駐車場として、利用するため、農地法第4条申請を行います。本来農地の転用は、事前に農地法の申請をし、許可を受けた上で行うものですが、平成16年頃、その手続が必要なことを知らなかったため、許可を得ずに転用工事を行いましたことを、深く反省しております。

今後、農地を転用する際には、農地法を遵守いたしますので、今回の申請については御許可をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、花き調製及び貯蔵関係施設を建設するための申請です。図面は29ページに示しております。

申請地の農地区分は、農振農用地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画指定用途の農業用施設であるため、例外的許可事由に該当すると考えられます。

また、備考欄に始末書添付と記載されておりますが、内容を説明いたしますと、農地法を理解せずに、無断で農業用施設を建設しました。誠に申し訳ございません。どうかお許しくださいとの内容でございます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会から確認報告が終わりました。

番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○委員 この始末書は、どこのことについてですか。

○委員 先に着工しましたので、そのことに関する始末書です。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号7番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により、申請地の北側の宅地と建物を購入し、〇〇を営業し、利用者の露天駐車場及び倉庫用地として、利用するための申請です。

北側の用地につきましては、譲渡人の名前があがっているかと思います。図面は45ページです。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地として判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、現地を確認したところ、既に一部が宅地化しているため、経過書を添付しています。経過書を朗読します。

上記の土地の一部に、私の父が昭和56年頃、農業用倉庫を建てました。農地法の許可なく建てたようです。深く反省しております。今後こういうことのないように十分注意しますので、今回申請の件、御許可いただきますよう、どうぞよろしくお願い致します。

以上です。御審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

なお、番号２番、番号３番につきましては、同一の譲受人となりますので、併議とさせていただきます。

○委員 番号２番、番号３番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２番と番号３番は、譲受人が同一でございますので、併せて説明します。

この案件は、売買により、太陽光発電設備を設置するものでございます。図面につきましては、４６ページにお示しをしています。

申請地の農地区分でございますが、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地に該当するため、第２種農地と考えます。

隣接所有者、地元自治会等の同意も得られまして、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 引き続きまして、番号４番を議席番号○番の○○が説明いたします。

番号４番につきましては、売買により一般住宅を建設しようとするものでございます。図面は４７ページに示しているところでございます。

申請地の農地区分は、ここは上下水管の埋設されている道路の沿道の区域であって、かつおおむね５００メートル以内に教育施設、医療施設が存在するために、第３種農地と判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、家からの雨水排水は、隣接する排水溝に接続されます。

転用面積は、必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、番号５番につきまして、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号５番につきましては、売買によって、カーポート、露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は４８ページに示しているとおりでございます。

申請地の農地区分は、集落内にある農地でございますが、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第２種農地と判断されるところと考えます。

今回、申請人の息子家族が同居することによって、家族の車の台数も増えることから、隣接する申請地を取得して、露天駐車場として利用するものでございます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地はないことから、営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２番、番号３番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番、番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、売買により、露天駐車場、露天資材置場として利用するための申請であります。

図面は、49ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

先ほど第3条申請の番号24番で説明した方の農地法第5条申請でございます。

番号7番は、売買により取得し、一般住宅兼薬店、露天駐車場として利用するための申請であります。図面は34ページでございます。

申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であるため、第1種農地と考えられますが、転用目的が、集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 ちょっと聞き逃したかもしれないんですが、第3条のときには拠点がここに、これがそうですかね。で、今度は、家を建てられて、店を建てられて、駐車場も建てられるのが第5条。面積が若干広いようですが。

○委員 共同拠点を今建てておられるんです。共同拠点、5、6人のグループなんです。薬草の関係で。それは拠点、今建てつつあるんです。その横についていうんですかね。左横に建ちつつあるんですけど、それが共同拠点で、この方は、説明しましたように、一般住宅兼薬店を作ろうとしていらっしゃる。露天駐車場も含めまして。そういうことで、農地法第5条の転用申請を出されているということでございます。

できるまでは、今建設中のグループ長みたいな方の建物を共同拠点にされて、それからそのうちに薬店も建てて、営業したいということで、これは県民局の何か食品薬務衛生課っていうところに相談もしたりして、薬店のそれが合法的かどうかとか、いけるのかということ相談されたそうですが、5条申請が下りたらまた話を詰めましょうというようなことで、聞いております。

今のところ、共同拠点でということでございます。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題とい

たします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、借受人が自己住宅を建設するために、親子間で使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は、51、52ページに示しています。

なお52ページについては、当該申請が申請地以外の土地と一体的に事業実施されるケースであり、全体計画を確認するための配置計画図となります。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が、40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

使用貸借契約書案も添付をされております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

ここで休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第4号 番号1番～番号9番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は57ページに示しています。

10月17日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は58ページに示しております。

10月17日に現地を確認したところ、一筆はごみステーション、もう一筆は神興堂となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は59ページに示しています。

10月16日に現地を確認したところ、進入路、露天駐車場、車庫、住宅の一部となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会と

しては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は60ページに示しています。

10月16日に確認したところ、現地は住宅になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号5番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61ページに示しております。

10月13日に確認したところ、現地は竹藪となっておりまして、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成11年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号6番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61ページに示しております。

10月13日に確認をしましたところ、現地は露天資材置場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成11年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。地図は62ページに示しているとおりです。

10月13日に確認したところ、現地は露天駐車場になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成15年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は29ページに示しております。

10月13日に確認したところ、現地は花き調製・貯蔵関係施設となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は32ページに示しております。先ほど農地法第3条申請のあった農地の隣接地です。

10月13日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番、番号2番を、10月17日の柏原地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

次に、氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番から番号6番まで、10月16日の氷上地域委員会において、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号7番から番号13番について、10月16日の青垣地域委員会において、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１４番から番号２２番まで、１０月１７日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

実はこの中で、番号１９番、番号２０番の方は、農の学校の卒業生でございます。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２３番、番号２４番、番号２５番を、１０月１３日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号２６番から番号３３番まで、１０月１３日の市島地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号２６番は、住所が市外なんですけど、市内に拠点があり、先月の氷上地域委員会から利用権設定の申請がありまして、許可されております。

よろしくお願いします。

○議長 青垣、春日、山南、市島地域委員会から確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣、春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、青垣、春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することといたします。

～ 報告第１号 ～

～ 報告第２号 番号２番 ～

○議長 報告第１号、農地の一時利用届についてを議題といたします。

○事務局 報告第１号、番号１番～番号３番、報告第２号、番号２番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足はございませんか。

○委員 番号１番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

番号１番は、届出者である借受人が、隣接農地との境界、コンクリートの畦畔、これを改築する工事です。具体的には真っすぐでないコンクリート畦畔になっております。それを真っすぐなコンクリート畦畔に改築するという工事をするため、農地を進入路として、一時利用するものです。図面は６６ページに示してあります。

○議長 番号2番につきましてはどうですか。関連もございます。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

先ほどありましたように、農地2筆の形状変更をする工事の、工事用進入路となっております。それに関連して、農地形状変更届が出ておりまして、ここの地盤が低いために、降雨によりまして、田に水がたまり、排水が困難なための形状変更をするものです。

特に図面でいきますと、里道側の水はけが悪いため、隣接する同じぐらいの高さにかさ上げしたいということでございます。

形状変更いたしました後には、令和6年から令和10年まで5年間は、小豆を作付する計画になっております。

以上でございます。

○議長 番号3番はよろしいですか。

○委員 番号3番について、補足させていただきます。68ページの図面を見ていただきますと、一時利用のところが、斜線で示されてございますが、この図面にある道路から下に向かって進入路をつくるということで、一番下のところに水路がございます。その水路はちょっと左のほう、このL字型の上からその田んぼのところに、約5メートルの落差がございます。そこに土砂が堆積しておって、その土砂を取り除くための進入路ということでございます。

○議長 3点の内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号について、御承知おきください。

～ 報告第2号 番号1番 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届についてを議題といたします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足はありますか。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が補足します。

番号1番は、先ほどの65ページの一時利用届とも関係あるんですが、届出者、これは所有者ですが、先ほど65ページの借受人に貸すということで、2枚の農地を1枚として耕作するために、その境界の、これもコンクリートの畦畔ですが、これを除去するという農地の形状変更をするというものです。

以上です。

○議長 柏原地域委員会からの補足説明が終わりました。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、公共工事の届出についてを議題といたします。

○事務局 報告第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 別にないんですけど、進入路として利用するための届ですね。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等ないので、報告第4号について、御承知おきください。

～ 報告第5号 ～

○議長 報告第5号、農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

○事務局 報告第5号、番号1番朗読

○議長 事務局から説明がありました。補足することはございませんか。

○委員 何か折り合いがつかなかったということです。

○議長 報告第5号について御承知おきください。

～ 報告第6号 ～

○議長 報告第6号、農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第6号朗読

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等ないので、報告第6号について、御承知おきください。

～ 報告第7号 ～

○議長 報告第7号、青年等就農計画の認定についてを議題といたします。

○事務局 報告第7号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等ないので、報告第7号について、御承知おきください。

新規の就農等でございますので、地元の農業委員の方は、特に気を配ってあげていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

これで、議事につきましては、全て終わりました。

～ 協議第1号 ～

○議長 協議第1号、令和6年度丹波市の農業振興施策に関する意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 協議第1号朗読

○議長 それでは、農業施策検討委員長であります荒木委員から内容につきまして、報告をお願いいたします。

○荒木嘉信委員 （令和6年度丹波市の農業振興施策に関する意見についてを説明）

○議長 ありがとうございます。農業施策検討委員の皆さんの協議により、今年度の意見書のとりまとめをしていただいております。既に地域委員会等で確認をいただいておりますけれども、再度この総会場で、皆さんで協議して、今回決定という形にしたいと思います。

内容につきまして、質問、意見等はございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ありがとうございます。いろいろこう、どんどんこうしてほしい、ああしてほしいってあるかと思いますが、またそれを膨らませていくのは、今後の課題ということにして、今回、令和6年度の丹波市の農業振興施策に関する意見書ということで、とりまとめをいただいております。これを決定という形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 皆さんの総意をもって、決定させていただきましたので、これを11月1日午後に、丹波市長に提出するということになりますので、関係者の皆さん、またお世話になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

これで、全ての内容につきましては、審議を終了しましたが、御質問、意見等はございませんでしょうか。

では事務局。

○事務局 （事務連絡）

○議長 それでは、本日の会議を閉会したいと思います。

もうそろそろ黒枝豆も大分終わりになって、これから11月になると、本格的に大納言小豆の収穫とかですね、いろいろなことになってまいりますので、それぞれ皆さん、それぞれの地域で御活躍いただきたいというふうに思います。

それでは本日の会議は、これで閉じます。どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和5年10月25日

議 長 

議事録署名委員（ 7 番委員） 

議事録署名委員（ 8 番委員） 